

機械設備工事共通仕様書（平成20年7月）一部改訂比較表

現行仕様書（平成20年7月）	改訂案（平成23年7月）	備考
機械設備工事共通仕様書	機械設備工事共通仕様書	
第1章 総則	第1章 総則	
第4節 施工管理	第4節 施工管理	
1.4.1 一般	1.4.1 一般	
【 省略 】	【 現行通り 】	
1.4.2 工事実施工程表	1.4.2 工事実施工程表	
【 省略 】	【 現行通り 】	
1.4.3 施工計画書	1.4.3 施工計画書	
【 省略 】	【 現行通り 】	
	<p>1.4.4 品質管理計画書</p> <p>1 受注者は、当社で採用された実績のない材料、製品及び工法（以下、「新材料等」という。）を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した品質管理計画書を提出しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、応力部材として使用しないものについては、監督職員の承諾のうえ省略することができる。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 適用の範囲</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 施工概要</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 要求性能</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果）</p> <p style="margin-left: 20px;">(5) 試験施工計画</p> <p style="margin-left: 20px;">(6) 施工管理計画（社内検査体制含む）</p> <p style="margin-left: 20px;">(7) 品質管理計画（品質管理体制含む）</p> <p style="margin-left: 20px;">(8) その他必要と認められる事項</p> <p>2 受注者は、品質管理計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度当該新材料等使用前に、「変更品質管理計画書」を提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、新材料等を使用する場合は、次の各号に基づき施工管理を行わなければならない。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 材料受け入れ時は、2.1.2 第6項にて監督職員の承諾を得た性能、品質と現場に搬入された材料との整合を確認すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 試験施工を実施し、設計時において前提とした要求性能を確認すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 施工中は、品質管理計画書に記載した施工管理計画及び品質管理計画に基づき、必要な検査を実施すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">(4) 施工完了後、設計時において前提とした要求性能が満足されていることを確認すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">(5) その他必要と認められる事項。</p>	
1.4.4 施工法の承諾	1.4.5 施工法の承諾	
【 省略 】	【 現行通り 】	
1.4.5 作業計画書	1.4.6 作業計画書	
【 省略 】	【 現行通り 】	

機械設備工事共通仕様書（平成20年7月）一部改訂比較表

現行仕様書（平成20年7月）	改訂案（平成23年7月）	備考
<p>2.1.2 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例</p> <p>1 請負者は、設計図書で定められた以外の機材を使用する場合には、材料使用承諾申請書を提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>2 請負者は、材料使用承諾申請書の提出にあたっては、使用する機材の証明書、試験成績表、規格証明書等必要な資料を添付しなければならない。成分、品質、性能等を証明する資料として、請負者自らの責任と費用により行った物理的又は化学的試験の成績表を含むものとする。</p> <p>3 請負者は、第1項の機材を使用するときは、その使用前に、外観、形状、寸法等を確認するほか、次に掲げる条件を満足しなければならない。 (1) 機材の規格又は品名の違う機材を使用するときは、設計図書で定められた機材の品質及び性能と同等の機材であること。 (2) 設計図書で定めた製造業者以外の製造業者の機材を使用するときは、品質管理、製造能力等が同等の製造業者の機材であること。 (3) 機材の品質及び規格は、2.1.2に規定する品質及び規格と同等であること。</p> <p>4 第2項の試験を行うときは、現場監督員の立会いを受けなければならない。</p> <p>5 第2項の試験の方法は、建築基準法、JIS、HASS等の試験項目に準じて行うものとする。</p>	<p>2.1.2 設計図書で定められた材料以外を使用する場合の特例</p> <p>1 【 現行通り 】</p> <p>2 【 現行通り 】</p> <p>3 【 現行通り 】</p> <p>4 【 現行通り 】</p> <p>5 【 現行通り 】</p> <p>6 受注者は、新材料等を使用する場合は次の各号に掲げる事項を記載した「新材料・新製品・新工法採用計画書」を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、監督職員が採用の可否に際して別途必要と認めた場合は、追加試験等を行わなければならない。本項に基づき承諾を得た新材料等については、「材料使用承諾申請書」は不要とする。</p> <p>(1)使用材料（材料名、規格、製造業者名、適合規格、材料試験等の結果） (2)新材料等の概要 (3)施工実績 (4)特徴 (5)選定理由 (6)その他必要と認められる事項</p>	
<p>以下、省略</p>		